

Title	Georg Gottfried Gervinusの政治観
Sub Title	On the political theory of G.G. Gervinus
Author	多田, 眞鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.12 (1959. 12) ,p.1- 19
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19591215-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Georg Gottfried Gervinus の政治觀

多 田 眞 鋤

- 一 序 説
- 二 生涯と活動
- 三 政治史觀
- 四 政治觀

一 序 説

一九世紀ドイツにおける政治思想の史的展開過程は、種々の多様性と複雑性を内包しているにもかかわらず、これを圖式的にとらえてみるならば、『Weltbürgertum zum Nationalstaat』⁽¹⁾あるいは『Von Goethe über Ranke zu Bismarck』と表現しうる基本線によつて跡づけられているといふことが可能である。しかして、この『Weltbürgertum』から『Nationalstaat』への換言すれば『Kulturnation』から『Staatsnation』への轉廻期におつて Leopold von Ranke ならびに彼の學派に屬する人々の占める精神的的位置の優越性は、ドイツ史學史研究においてすでに周知の事實である。

F. Meinecke は、一九三六年のプロイセン科學アカデミーで行つた記念講演において、「今日、われわれは人間精神の偉

大なる一系列の産物を生ぜしめた彼を、最高の峯の一つであることとみる事ができるし、さらに彼の勞作を、古代から繰り返しつつそれをめぐつて戦われてきた一個の根源的問題 (ein Urvproblem) に對する實にすぐれた解決の試みであるとみる事ができよう。⁽²⁾とランケ史學の有する意義を高く評價し、G. P. Gooch も「近代ヨーロッパの歴史をより完全に知り得るものとし、その統一性を把握し、劇の指導的俳優を描いたことはランケの輝しい名譽である。……彼の力量と長命によつて同業の誰よりも多數の第一級の著作を生み出したということによつて、近代最大の歴史家であつた。彼は歴史におけるゲータであり、ドイツの學問をヨーロッパに冠たらしめたものは彼であつた。彼は今日に至るまで我々すべての師である。」⁽³⁾と滿腔の敬意を拂つて惜しまない。いわゆる *Bereinigungskrieg* が現實具體的に結果した狀況は、*Fürstenbereinigungskrieg* であつたとしても、⁽⁴⁾一九世紀ドイツ政治社會狀況のうち、《内なる祖國》の意識を醸成したことは否定しえない事實であり、この國民意識の時代的要請に對應してランケの保守主義的、ローマン主義の史學が時代の脚光を浴びて登場したのも理の當然であろう。

しかし、ランケの同時代においては、その史學方法論、歴史・政治意識が萬人によつて等しく容認せられたのではなく、むしろその支配的地位は、グーチのいうように「あら探しをする批評家や對立的な思想、學派との長期間の闘争の後に漸く成就せられたものであつた。」⁽⁵⁾のである。

ランケ史學が、その優越性を確保する過程においては、*Friedrich Christoph Schlosser*, *Carl von Rotteck* および本稿で取り扱う *Georg Gottfried Gervinus* 等のいわゆる「教訓學派」から激しく對決を求められてきたのである。

すなわち、*Georg von Below* の指摘のごとく「ランケが反動主義者であり、屢々眞理を看過し、道義的世界觀や、絶對的眞理探究の努力をもたなかつたことを當時の人々が非難し、又これらすべての事に關してはシュロッサーをランケより遙かに優れたものとなし、史料の利用においても全くシュロッサーをランケよりも優位に置いた」⁽⁶⁾時代思潮も一方において存

在していたのである。

ランケをそのイデオロークとする一九世紀ドイツ保守的、ローマン主義史學派に對して、ロテック、ダールマン(Friedrich Christoph Dahmann)、ゲルヴィヌス、ヴェルケル(Carl Theodor Welker)等の政治的自由主義史學派のイデオロークも、時代思潮の一方のトレガーとして存在し、一八三七年十一月一日におけるハノーヴァーの君主エルンスト・アウグストが、ゲッティンゲン大學の自由主義派の教授七名を思想上の理由をもつて罷免したいわゆる「ゲッティンゲン大學七教授事件」(Georginger Sieben)によつて、ドイツ三月革命前期(Vor März)の政治的自由主義運動が顕在化し、ダールマン、ゲルヴィヌスの存在も漸く世の注目をあびてくるのである。

Rudolf Smend は「ゲッティンゲン大學七教授事件の歴史によつて、ゲッティンゲン大學が、ドイツ民族、ならびに西歐世界の歴史的、道義的意識のうちに深く銘記せられた。」と述べているが、Göttinger Sieben の存在は、單に三月革命に至る一九世紀のドイツの政治過程のうちでの特筆事項にとどまらず、一九世紀ドイツ政治・社會思想史を顧みるものにとつて逸し得ざる問題性を提起しているものといえよう。

本稿で、その政治觀の片鱗を覗おうと試みる Georg Gottfried Gerwinus は、その歴史學の系譜においては、ランケ史學に對立したシュエロッサーと共に教訓學派(didactic school)に屬し、その政治的立場は、ダールマン、法學者アルブレヒト(W. E. Albrecht)、言語學者ヤリム兄弟(Jakob, Wilhelm Grimm)、物理學者ウェーバー(W. E. Weber)、東洋學者ヘーバルト(G. H. Ewald)等と共に、政治的自由主義を高唱したゲッティンゲン大學七教授の有力なメンバーであつて、ダールマン、ドロイゼン(J. G. Droysen)、ホイサー(L. Häusser)らの援助によつて「Deutsche Zeitung」を創刊し、時代の保守主義思想に對抗したのである。

拙稿においてゲルヴィヌスを取り擧げる所以は、消極的にはさきの拙稿において三月革命前期のドイツ政治思想として、

ダールマン、ロテックの自由主義思想の一端を考察したのであるが、⁽⁸⁾いわば前稿に關連する試論としての意味をもち、更に積極的にはゲルヴィヌスの政治史觀および政治觀の歴史的性情と、理論的内容が、政治學的課題としてその意義をたずね、ドイツ自由主義思想史における位置づけを示してみたいと考えるからである。

(1) Wilhelm Mommsen; Stein Ranke Bismarck, Ein Beitrag zur politischen und sozialen Bewegung des 19. Jahrhunderts. 1954. S. 257.

(2) Friedrich Meinecke; Leopold v. Ranke, Gedächtnisrede gehalten am 23. Januar 1936 in der Preussischen Akademie der Wissenschaften, in „Die Entstehung des Historismus“, Herausgegeben und eingeleitet von Carl Hinrichs. 1959. S. 585.

(3) G. P. Gooch; History and Historian in the Nineteenth Century. 1913. p. 102. ⁽⁹⁾ Johann Albrecht v. Rantzen; Deutsche Geschichtsschreibung und Politik in „Aus Geschichte und Politik“, 1954. S. 197. 参照。

(4) 「國家」と「社會」の分離・對立・調和統合という西歐近代國家の近代化のマトーンが、ドイツにおいては頗る未熟であり、そのためナショナルリズムとリベリズムの運動が、體制内におけるものとして展開しえず、ヒエラルヒー内部の運動原理とならなかつた。故に解放戰爭の結果、當然マスの解放が意圖されながら、現実的にはナポレオンの《異邦人支配》からの國內支配階層の解放という結果を招いたのである。

(5) G. P. Gooch; *ibid.* p. 98.

(6) Georg von Below; Die deutsche Geschichtsschreibung von den Befreiungskriegen bis zu unseren Tagen. 1924. 讚井謙一〇五頁。

(7) Rudolf Smend; Staatsrechtliche Abhandlungen und andere Aufsätze. 1955. S. 391.

(8) F. C. ダールマンに關しては、法學研究第二八卷第四號所收の拙稿「ならびに C. V. ロテックに關しては、法學研究第二九卷第四號所收の拙稿参照。

ゲルヴィヌスの政治観を考察する前提として、彼の生涯と活動状況⁽¹⁾を瞥見してみたい。

彼は一八〇五年三月にヘッセンのダルムシュタットに生誕し、ハイデルベルグ大學に入り、ここで當時ランケのすぐれた論敵であつたフリードリヒ・クリストフ・シュロツサーの強い感化をうけている。すなわち、一八二六年の初頭に當り、シュロツサーはその著「世界史」(Weltgeschichte in zusammenhängenden Darstellung 1816-24.)の刊行を終り、その主著「一八世紀史」(Geschichte des 18. Jahrhunderts in gedrängten Uebersicht 1823.)を公刊した頃であつて、そのシュロツサーの膝下でゲルヴィヌスは歴史學の研究に入つたのである。

シュロツサーはゲッチンゲン大學に學び、ゲッチンゲン學派の影響と、Johannes von Müllerの影響をうけたのであるが、やがてカントの批判哲學に沈潜して、カントの倫理學にその學問上の立脚地を得て、自己の歴史學を形成した。シュロツサー、ゲルヴィヌスともに歴史上の人物に道德的價值判斷を與える傾向があつたが、シュロツサーの批判は嚴肅な道德律に根ざしたものであり、恒常不變の規範を合理主義の精神において援用したのである。⁽²⁾更にシュロツサーの歴史學の性格は、その精神史的背景が、自由主義とローマン主義の時代であるにもかかわらず、その精神においてルソーの啓蒙主義的要求が顯著にみられるといわれている。グーチは「シュロツサーは時代に懺悔を要求したのに對して、ゲルヴィヌスはそれを行動に驅りたてた。師シュロツサーの訴えは個人の良心に對するものであつたが、弟子は國民に呼びかけた。」⁽³⁾といい、Heinrich Ritter von Srbikは、その「ドイツ精神史」の中で「ゲルヴィヌスは、生涯その思慕する師シュロツサーの弟子であることに甘んじたのであるが、彼はシュロツサーのごとく黨派的生活と疎遠ではなく、むしろ國家や政治家の道德性を強調する政治的使徒であり、更に自由な合理主義者でもあり、又個人主義的理論家でもあつた。その自由主義は、理性、倫理、文化の體系によつて制約されたものであつた。」⁽³⁾と述べているが、このグーチとスクルビクの單的な指摘のように、シュロツサーとゲルヴィヌスの兩者の歴史學の性格は、同系列でありながら、時代性の差異が各々の性格を特徴づけている

と思われる。

ハイデルベルグ大學を卒業後、ゲルヴィヌスはフランクフルトに行き、ここで講壇に立つ傍らツキヂデスの翻譯に従事したのであつたが、その後約一カ年イタリヤに行き、留學地でフロレンスの歴史と歴史學者の研究に没頭した。一八三三年には、「フロレンス史學史研究」(Geschichte der florentischen Historiographie bis zum 16. Jahrhundert) という論說を著し、シュロツサーとダールマンから絶大な賛辭を呈せられている。

一八三五年に彼は「ドイツ文學史」第一卷を刊行した。ランケはこの書に對して「ドイツ文學史の仕事でさえも、ゲルヴィヌスはその政治的感覚を伴つた獨特の意圖から構成した」といい、グーテも後に「その動機は實踐的であつたが、ドイツ文學史はそれ独自の價値を持つている。それまで支配的であつた美的な批判を却けて、彼は著作およびその著者と彼らの時代との關連を把握することに努力した。この著作を劃期的なものとしたのは文學を歴史の組立への中におこうとしたこの試みであつた。その上その最初の部分はほとんど完全に新しいものであつた。ドイツ人は始めてゲルヴィヌスの文學史によつて彼らの文學の發展の詳細な敘述を持つた。ヤコブ・グリムは、その愛國的精神に特別な讚嘆を示して熱心にこれを賞揚した。」といつてゐる。

すなわち、ゲルヴィヌスの「ドイツ文學史」は、スクルビクの指摘にもあるように、文學と政治の二領域における相互作用的把握にその主眼點が存在し、文學史と政治史との間に内在する關連作用を抽出しえたものであろう。

この書におけるゲルヴィヌスの主張は、ドイツ國民が從來の精神史において、文學的世界を價値あらしめて來たのである故、一層、價値あるものを追及しようとするなら、政治的世界に立ち入らなければならないという命題に基づいてゐる。それ故、彼のドイツ文學史は單なる文學史に止まらず、同時にドイツ國民生活の歴史をもなしている。「ドイツ文學史」完成後、ゲルヴィヌスは母校ハイデルベルク大學に招かれここで彼はその政治的熱情を聽講者に訴えた。しかして、一八三六年

ダールマン、ヤコブ・グリムの招きによつてゲッチンゲン大學正教授に就任している。しかし、翌一八三七年ゲッチンゲン大學の百年祭記念式典が施行せられてほどなく、十一月一日ハノーヴァー王エルンスト・アウグストは勅令をもつて一八三三年九月の民主的憲法を廢止し、一八一九年の舊憲法體制に復する旨の宣言を行い、これに對していわゆる「七教授事件」は惹起した。すなわち、法學者アルブレヒトの發議によつてダールマンの起草した抗議書に、前記の七名の教授が調印し、大學當局に提出したので、七名のうちダールマン、ヤコブ・グリム、ゲルヴィヌスは國外追放に處せられた。一八四七年彼は、ダールマン、ドロイゼン、ホイサー、その他の教授たちの援助をうけて、自由主義思想を啓蒙するため、「*Deutsche Zeitung*」を創刊し、主宰した。翌四八年には、三月革命が起り、ドイツ各地に自由主義思潮は勃興し、フランクフルトに國民議會が招集されることになり、彼は、ダールマン、シーベルらと準備議會に關係し國民議會に選出された。

しかし、國民議會の議決として、小ドイツ主義が採擇され、ドイツ皇帝にプロシヤ國王を推舉したのであつたが、フリードリッヒ・ウィルヘルム四世が帝冠拒絶を行つたため、國民議會の努力は水泡に歸し、期待を寄せていたゲルヴィヌスは甚だしく失望して激しいプロシヤ批判者となつた。しかして、彼は再び歴史學徒にもどり、一八五二年、まず「一九世紀史序説」(*Einführung in die Geschichte des neunzehnten Jahrhunderts*)を書いた。

その中で、中世以後のヨーロッパ政治史を辿りつつ、リホーメーションによつて生じた自由思想が、種々の障害にもかかわらず個人の自由から大衆の自由に移行しつつあることを指摘した。しかし、一八五三年にこの著書が公刊されると、時のバーデン政府の反動政策のため告訴され禁固刑を判決されたが、二審で無罪となつた。

この「一九世紀史序説」について、クローチエは次のように述べている。

すなわち、「ゲルヴィヌスが、歴史の高所から眺める歴史家として、一八五三年の暮、『一九世紀序説』の中で、焦躁をおさえることを勧め、反動の一掃は迫つていゝという活潑な信念をもちつつけるように促した。……彼は、絶対主義がますます

す守勢に追いつめられ、この守勢でさえ弱さを暴露していることを示し、既に當時『ヨーロッパの没落』が進行しているとした陰鬱な悲觀的空想を消散させて、ヨーロッパが、經濟的生産力のみならず、知的・倫理的な光明にも頗る豊かであり、ヨーロッパの偉大はもはや個々の人物の中にあるのではなくて、普及成長する大衆文明の中にあるのであり、したがってヨーロッパの歴史はもはや傳記でも帝王史でもなくて、人民全體の歴史であることを教えたのであつた。⁽⁴⁾と。この「序説」に續き、いわば「本論」に當る「一九世紀史第一卷」は、一八五五年に公刊された。グーテは「この著書のある部分、特に南アメリカの諸革命、ギリシヤの獨立戰爭に關する諸卷はあまりよく知られていない事件についての詳細な敘述を提供している。中央ヨーロッパを扱いながら、彼はいくつかの國際會議の歴史が始めて權威ある文書によつて書かれたと主張している。しかし今日最も興味ある部分は文學および知的運動の概觀である。彼の強みは彼の視野の廣さ、事物の殻の下で醜弊している思想に對する彼の解釋にある。」として、その歴史哲學的問題把握を高く評價している。

この「一九世紀史」に専念し始めた頃からゲルヴィヌスは政治問題に沈黙し、著述活動によつてその晩年を送つている。すなわち、一八五三年には「ドイツ文學史」の新版を「Geschichte der deutschen Dichtung」の命題で公刊し、一八六八年には「Händel und Shakespeare. Zur Aesthetik der Tonkunst」を著している。

一八七一年三月、ゲルヴィヌスは當時の統一ドイツへの政治的動向に對して全く無關心な態度をとりながら死去したのである。

ランケは、一八七一年九月バイエルンの學士院歴史委員會での演説において「歴史學にとつて望ましいことは、すべての歴史學者が同じ方法によらず、歴史學を研究しつゝそれに到達することである。……Für die historische Wissenschaft ist es gewiß erwünscht, wenn nicht alle auf einem Wege zu ihr gelangen.⁽⁵⁾」とゲルヴィヌスへの追悼の辭をおくつてゐる。

- (1) F. Federici : Der deutsche Liberalismus, Die Entwicklung einer politischen Idee von Immanuel Kant bis Thomas Mann. 1946. S. 269. Heinrich Ritter von Srbik : Geist und Geschichte vom deutschen Humanismus bis zur Gegenwart. Bd. I. 1950. S.S. 344-348. G. P. Gooch; ibid. p.p. 108-112. Friedrich C. Sell : Die Tragödie des deutschen Liberalismus. 1953. S.S. 133-134. 等参照。
- (2) 前掲クロウチエ著、譯井譯一 一三頁。
- (3) Heinrich Ritter von Srbik ; a. a. O. S. 344. Louis. L. Snyder ; German Nationalism, The Tragedy of a People. 1952. p.p. 137-138.
- (4) クローチエ著、坂井直芳譯「十九世紀ヨーロッパ史」一九六一—一九七頁。
- (5) Franz Schnabel ; Deutsche Geschichte im neunzehnten Jahrhundert. Bd. 3. 1954. S. 143. 参照。

三 政治史觀

ゲルヴィヌスの歴史觀、なかならずその政治史觀が、最も簡明直截に現われているのは、彼の他のいかなる著述よりも先に觸れた「一九世紀史序説」であらう。

尤も、「ドイツ文學史」における彼の歴史敘述が、既往の「文學史」敘述形式を遠く離れ、ランケをして、「ドイツ文學史」の敘述さえも、ゲルヴィヌスはその政治的視野から獨自性なものを構成した」といわしめたごとく、特殊な歴史把握を試みているのであるが、その獨自な歴史觀は、一九世紀史「序説」においてティピカルにその要點を提示しているといえる。これは、ウイーン會議、並びにその條約によるヨーロッパ諸國家の新たな建設以後の一九世紀史に關する「序説」である。序説とはいえ、それ自體頗る興味ある歴史學上の問題提起をなしている。前項でのクロウチエの敘述が單的にその要約をなしているが、ゲルヴィヌスは、ヨーロッパ政治史に一貫して流れて來た中心理念の意義を特に認識するために、過去三、四世紀の史的發展に展望を與えている。

彼は「もし、われわれがこの序説的考察から、歴史がここ三、四世紀の間に種々な抑壓と屈折とにかかわらず、歴史に内在する精神と法則に従つて絶えず唯一の方向に發展することを認めるならば、ウィーン會議以後のヨーロッパ史もまた同じ方向にむかつてゐると假定しうるのであらう。しかし、この方向の不變性からその目標を認識し、現在と過去との繼續的考察からわれわれの時代のもつ意義と、その歴史精神を發見しようとすることは行過ぎとは考えられない。」⁽¹⁾という。

すなわち、歴史が「唯一の方向」に發展するという「發展史觀」に基づいて、歴史事實を把握する方法と、現代史的課題に當面する際、この歴史把握の態度によつて解決すべきであるという基本的態度を明示している。

更に彼は附言する。「中世ヨーロッパ諸國の歴史は、古代ギリシヤ半島の諸國家の歴史のように、共同體の様相をおびてゐる。この兩者の時代においては、國家の内部的發展の進行には同様な順序と法則がみられる。個人の精神的・市民的自由から、多數者の自由への規則的な進展がみられる。」という。すなわち、彼は、個人の自由から、多數者の自由への進展、君主政治から貴族政治へ、更に民主政治への漸次的な移行が、ヨーロッパ近代政治史の内容を規定するものであるという。

更にゲルヴィヌスは《Befreiungskrieg》を近代史の轉同期と考へ、一九世紀ヨーロッパ史を、時代法則とマス・ムーブメントの二支柱によつて展開するものとして把える。

彼は、「一九世紀における種々の運動には二つの軌道がある。その第一は、國內的なものであり、政治的自由の秩序と市民社會體制の確立へとむかうものである。すなわちこれは、フランス革命によつて惹起せられたところの國內的、政治的解放の動きであり、その第二は、對外的に民族獨立の氣運が生じ、民族性と言語の自然的區別によつて、中世紀的ヨーロッパ共同體の崩壞を招來しつつあるものである。この世紀的諸運動は、それが《マス》によつて擔われているということであり、運動の内容がヨーロッパ諸國民に共通しており、その目標が統一され、更には運動が全く同じ法則性によつて基礎づけられているという三つの特徴が、一九世紀史に展開する諸運動を性格づけている。この三つの特徴によつて運動の内外の強靱性

を決定している。」という。すなわち、個人のカリスマ的資性による政治的役割や、世襲的君主の歴史ではなく、これに代つて《Massen-Gewalt》が政治史の主役を演じ始めたといひ、「現代の闘いは、第四階級の向上しようとする努力に關したものである。この努力が一時的な、人間の恣意の先走つた時期尙早のものであるか、または豫見的であつて、それに服する」とが賢明であるような運命が、その努力の中に認められるかどうか、歴史的に大問題である。……Der Kampf dieser Zeiten gilt dem Emporstreben eines Vierten Standes. Die große geschichtliche Frage ist, ob dies Bestreben ein Vorübergehendes, unter den Vorgriffen menschlicher Willkür verführtes sei, oder ob in ihm eine Vorsichtliche Schickung erkennbar wird, der es ratsam ist sich zu beugen.⁽⁶¹⁾

さきに、ゲルヴィヌスの政治史觀の内容を構成するものとして、自由理念を中核とする「發展史觀」を取り擧げてみたのであるが、以上「序説」の内容の一部の引用から明らかのように、更に彼の政治史觀を構成するものとして、われわれはその「集團勢力史觀」《Kollektivistische Geschichtsauffassung》に着目すべきである。⁽⁶²⁾

しかば、ゲルヴィヌスにおいて、一九世紀史を支配すべき政治的理念はなにかといへば、彼においては「政治的自由」⁽⁶³⁾がその中心理念と考えられるのである。彼は、「ドイツ史はわれわれを宗教改革に由來する宗教的自由と、一八世紀啓蒙文學による精神的自由とによつて、政治的自由の門にまで導いて來た。そしてわれわれが、この政治的自由を近き將來において獲得するであろうと教えている。」⁽⁶⁴⁾という。

ゲルヴィヌスが「一九世紀史序説」を公刊した時期は、ドイツがいわゆる「未完成な市民革命」と呼稱される一八四八年三月革命に失敗し、國家的統一と政治的解放の指導精神を見失ひ、幽暗な世界に低迷していた當時であつたが故に、いかに當時の自由主義陣營にアッピールしたかは想像に難くない。

しかし、このゲルヴィヌスの政治史觀に對して、その歴史學上の立場を異にしたランケによつて後年批判されている。

すなわち、ランケは「政治的見解は、歴史的事實をまげればまげる程強く前面に押し出され、歴史的事實はこのことによつてますます背景におしこめられてその事實を損わされるか、あるいはある種の政治的見解を伴つたところの歴史哲學と化してしまふ。」⁽⁶⁾と云い、さらに「ゲルヴィヌスは、しばしば次のような見解をくり返し主張した。すなわち、彼は學問は人生のうち立ち入らなければならぬと、しかし、學問が人生と現實のうちに影響を及ぼしうるには、あらゆる問題の以前に學問は學問それ自體であるべきであり、更に現實と人生の要求に對して、自主獨立であるべきである。(……: das die Wissenschaft nur dann auf das Leben und die Gegenwart einwirken könne, wenn sie vor allen Dingen Wissenschaft sei, unabhängig zunächst von den Bedürfnissen der Gegenwart und des Lebens.) なぜならば、人間はその立場を人生にとり、それを學問に委譲することは不可能である。そこでは人生が學問に作用するのであつて、學問が人生に作用するのはない。」⁽⁷⁾と述べているが、この僅かな言葉のうちに、われわれはランケ史學の眞髓が含まれていることを察知するとともに、ゲルヴィヌスを始めとする當時の自由主義史學者の盲點を鋭く衝いているともいえよう。すなわち、當時の自由主義史學者に共通している傾向は、ダールマンにしても、ロテックにしてもその抱懷する政治思想、政治的立場が先行して、その立場からの史料の選擇であり、事實に對する價值判斷があまりにも一方に傾斜している點であるといえよう。客觀主義の立場を堅持したランケ史學の觀點からは、いわゆる「教訓學派」の歴史敘述は、主觀主義的であり、價值判斷過剰であると論難されたことも故なきことではない。しかし、この學派の果した役割は、歴史上の人物に自己の政治理想に基づいて價值評價を與え、一八四八年を中心とした「Vor und Nach-März」の轉廻期において、歴史學に内在する一側面——いわば歴史的教訓、あるいは經世の學としての歴史學——を強調したことは看過しえないものともいえよう。

ドイツ史學史上、ランケ、シュロツサー、ゲルヴィヌスの時代は、その一般的社會思潮をも反映して、政治現象の歴史的な研究と理論的研究が分離されず、むしろ混交しており、兩者は密接不可分の關係にあつたので、結果的にはゲルヴィヌスに

おいても、その政治史研究の方法と態度から彼の「政治観」は派生したものであるといえよう。その意味から、主としてゲルヴィヌスの「一九世紀史序説」に現われた「政治観」を抽出し、その持つ意義に検討を加えてみたい。

(1) G. G. Gervinus; *Einführung in die Geschichte des neunzehnten Jahrhunderts*, 1853, S. 12.

(2) G. G. Gervinus; a. a. O. S. 169.

(3) Heinrich Ritter von Srbik; a. a. O. S. 346. マクルビクは、ゲルヴィヌスのドイツ文學史に關する敘述のうち、この彼獨特の「 Kollektivistische Geschichtsauffassung」は存在していることを指摘しており、このような歴史觀による文學史の取扱いに對して批判的である。

(4) ゲルヴィヌスは、自己の意味した「政治的自由の理念」について、なんらその内容を明確に語っていない。當時のロテックが抱いていた政治的自由の理念と同様に極めて自然的、啓蒙主義的なものである。すなわち、當時の自由思想家と相違する獨自なものは認められなうといえる。なかき E. Fueter; *Geschichte der neueren Historiographie*, 1936, 參照。

(5) G. G. Gervinus; a. a. O. S. 179.

(6) Leopold v. Ranke; *Sämmtliche Werke*, Bd. 51/52, S. 571.

(7) Leopold v. Ranke; a. a. O. S. S. 574-575. なかき W. Hofner の著者の言葉に關しては、Walther Hofer; *Geschichte zwischen Philosophie und Politik*, 1956, S. 127, 參照。

(8) 一八三六年におけるランケの著名な講演「歴史と政治の類似と相違について」(Über die Verwandtschaft und der Verschiedenheit der Historie und der Politik) をめぐっての兩者の關係の密接不可分性が指摘されている。

四 政治観

ゲルヴィヌスが、いわゆる《Göttinger Sieben》の有力な一員として、三月革命以前のドイツ自由主義陣營において活潑な政治的發言を行い、更に《Deutsche Zeitung》を主宰して數多の社會改造を提起したことは、しばしば述べて來たところである。しからば、彼の政治観とはいかなるものであつたらうか。最後にこの小稿を結ぶにあたり、彼の「政治観」を

二つの観点から眺めてみたい。

その一つは、ゲルヴィヌスの政治的自由の「理念」であり、その二は、彼の「大衆観念」である。しばしば彼の政治観念に對して「人はゲルヴィヌスの政治観になんらのオリジナリティーを見出しえない⁽¹⁾」とか「深みのない思想家であり、先見の明なき政治家であり、魅力の薄い人間である⁽²⁾。」とかいうような批判がなされているが、確かにこの批判は彼の政治観の一面を衝いていると思われる。

すなわち、同じく《Vorwärts》の自由主義思想家であつたダールマンが、歴史法學派の原則に立脚しながらイギリスの立憲主義を援用しつつ、フランス的自由主義の急進性を克服し、自己の自由主義思想をドイツ的に形成したのに對し、あるいはまた、ロテックが、アメリカの連邦制度に範をもとめ、自然法的自由主義思想を表明したのに比して、ゲルヴィヌスにおいてはその「理念」が特にユニークなものでなく、當時一般の「自由主義の理念」を表明しているにすぎない。「ゲルヴィヌスは一九世紀の民主的運動に強烈な同情を持つていたが、當時起りつつあつた同様に強力な國民的運動に對しては無感覺であり、……ドイツ人に熱心に政治的行動を説いた彼は、ドイツの統一をなんらの感激なしに目撃した。……彼にとつてはいかなる時でも、政治的自由が國民的統一や國民的強力よりもはるかに大きな價值があると思われた。……トライチケのような熱烈な國民主義者にとつて、彼が『ほとんどこの國民にも屬していない』と思われたのは不思議なことではない⁽³⁾。」との指摘は、ゲルヴィヌスの政治観念を評して正に正鵠を得たものといえよう。

すなわち、當時のドイツ的社會狀況においては、國家の政治的統一 (Politische Einheit) が社會の支配的な價值意識であり、他の社會的價值 (Politische Freiheit すらも) は、副次的、附隨的價值であつた。このようなドイツ的問題に對してゲルヴィヌスはあまりにも無感覺であり、「生涯にわたつて空論の敵であつた彼自身、世紀最大の空論家の一人であつた。」といわれる所以がある。ダールマンにおいては、ドイツ的現實に即して、ドイツ的範疇を意識のうちにおいて、その政治観念

を披瀝したともいえるのであるが、ゲルヴィヌスの場合は、特殊ドイツ的世界を認識しえず、普遍的理念の追求にのみ視野を擴げ、いわゆる《Waltbürgerlich》であつたといえよう。

ゲルヴィヌスの政治的自由の理念が、いわばその時代に適應しえない Waltbürgerlich な理念であつたが、彼の政治觀の第二の特徴を示す「大衆觀念」はどうであらうか。

彼は先にも述べた「一九世紀史序説」において「當時代の政治的鬭争は、大衆の發展しようとする努力に關係している。」⁽⁴⁾ といひ、時代の特徴の顯著なものとして「大衆」を大きく評價している。

しかし、「騎士貴族政治 (Die ritterliche Aristokratie) の基礎が未だ殆んど固まつていなかった一二、三世紀に、その競争者として市民階級が僅かな諸都市と、都市同盟のうちに登場して來たが、これは極めて成果が薄かつたのである。市民階級が、比較的大きな諸國家において、政治的權利を獲得し、擡頭し得るに至るまでは、なお數世紀を要したのである。」⁽⁴⁾ と述べ、大衆がかつての市民階級のように、政治的意義と權利を獲得するためには、市民階級が必要とした數世紀の努力を要しないという。何故なら、大衆を登場せしめた時代の動きは、「一個の普遍的理念の結果」(Die Folge einer Allgemeinen Idee)なのであつて、世界的必然性を伴つていふといひ、大衆ならびに大衆運動を時代の主動的原理としている。更にゲルヴィヌスは「世界の各部分が接近し、ヨーロッパ人が、ヨーロッパ人がヨーロッパ人以外の地域の人々に果す役割を意識してから、人間の價値は全く違つた意味を持つに至つた。すなわち、ヨーロッパ人は世界のすみずみにまで協働してその支配を伸展させる貴族的存在である。そしてこの新しい世界では、大衆も社會の主たる一員として數えられることを欲している。何故ならば、他の誰よりも大衆がこの支配の擴大に努力したからである。それは通商手段を調達し、人的動力を自ら提供したのであるから、この點に大衆參政の根據がある。そして、過去、現在のあらゆる領域にわたつて、この大衆の努力は一方では困難を除去し、他方では、抵抗を支持するあらゆる勢力を打破するための勢力を與えられて來た。數百年にわたつて歴

史全體が、人間の平等をめざして努力しているのをわれわれはみて來たのである。」⁽⁵⁾といい、更にゲルヴィヌスは、この歴史的必然性を伴つた大衆運動の効果を他の局面から論じている。

すなわち、「所有權の移動性、相續の平等性、教育の一般性、文通、通信手段の容易さ等のすべてが身分階層の接近に影響を與えており、人間のいかに相違した特性や、情熱でも、最下層の人々を引き上げるために同時に結合してくる。文藝作品の中庸性、廣範圍に生じて來た精神的要求は、著者の才能と同時に讀者がいかなる階層であろうと問題にしない。奢侈と逸樂は、貧者を刺戟し富者と同じ地位を得ようとする。人間の善意は、あらゆる方法で、例えば日曜學校(Sonntagschule)、保護施設(Bewahranstalt)、貯金銀行(Sparkasse)、貧民法(Armengesetz)等々によつて下層階級の生活を緩和させ、生活上のため氣遣うのである。あらゆる虐げられた、悩める人々の解放が、世紀の呼び聲である。そしてこの理念の力は、ヨーロッパにおける地役、賦役の廢止、西インド諸島の奴隸解放に、強い利害關係や、慣習化されていた諸事情を超えて勝利を收めて來た。これが時代の大きな流れである。」⁽⁶⁾という。

以上の引例で、ゲルヴィヌスが「大衆」ならびに「大衆運動」を異常な情熱をもつて支持し、後年、彼の歴史觀に「集團勢力史觀」(Kollektivistische Geschichtsauffassung)と名付けられた所以がいくらから明らかなになつたと思われる。しからば、ゲルヴィヌスにおいて、「Masse」とか「Vierter Stand」とかいわれるものは、いかなる意味内容を持ち、その社會構造論的實體は何かという點については、彼はどこにも明瞭にしていない。

すなわち、一八四八年にはマルクス、エンゲルスの起草による「共產黨宣言」が公刊され、「プロレタリアート」の役割を歴史發展の原動力とみなしているのであるが、ゲルヴィヌスのいわゆる「Vierter Stand」または「Masse」と稱するところのものは、マルクス主義的意味内容におけるプロレタリアートの概念——いわば、階級を意識した段階 Klasse für sich——とは同一のものでなく、むしろ階級意識を伴わない——Klasse an sich——廣義の「大衆」の意味としてうけとられる。

ゲルヴィヌスは、その著述の隨所において「Vierter Stand」「Masse」「Der unterste Stand」「Die Arme」等を用語を使用しているのであるが、その實體は何かという甚だ漠然としており一概にとらえ難い。

ここにも、先に觸れた「政治的自由の概念」と同様に、彼の政治観は、自ら理論的検討を加えたものでなく非獨自性といわれる所以があろう。すなわち、彼においては、先にその政治史観の特質について述べたように「集團勢力」を中心とした歴史観であり、一九世紀中葉以後のヨーロッパ政治史においては、その歴史形成に主役を演ずる集團は大衆であるということとどまる。政治史家として、歴史と現實を直觀的に把握し、そこに主動力となる大衆の存在を洞察したものであるといえよう。もし假に、政治學的立場から、大衆の有する特徴を、第一に非自自主性、非個性 (impersonal) な存在であり、第二に平均、規格化された人間像であり、第三に都市に大量集中化される民衆であつて、身分、地位、教養を問はずもつている一つの行動様式 (Behavior) であるとの規定がゆるされるならば、かかる意味での大衆の概念は、既に一九世紀中葉のゲルヴィヌスによつて把握せられていたともいえよう。

しかし、この意味での大衆は政治社會において未だ消極的な機能しか營み得ない。何故なら、この消極的、構造的存在としての大衆の「意識」を均等化させ、それをインテグレートして、Karl Jaspers のいう「無名の力」(Die anonymen Mächte) を形成せしめる手段としての Mass-Communication とそのメディアが未發達であるからである。

従つて同じく「Masse」と稱せられるものでも、Mass-Communication の影響をうける以前の大衆——いわば前期的大衆——と、以後の大衆——いわば Mass-Democracy の内在的課題としての大衆——とはそこに大きな質的な相違がある。

しかし、Daniel Bell に従つて大衆を派生せしめる Mass-Society を「交通機關と通信の分野で起こつた革命的諸進歩により人間相互の接觸は密接となるが、従來とは人間關係の結合が變り、相互依存關係が強まるに反比例して個人間の關係はますます疎遠となり稀薄となる傾向を持つ社會」とするならば、このような社會は既に一九世紀中葉のヨーロッパにおいてそ

の諸特徴を示しつつあり、大衆の「前期的」形成はなされつつあつたものといえよう。

「アメリカ民主政治」の著者として著名な Tocqueville が、デモクラシーを平等觀念の所産としてとらえ、民主的平等の長所を主張するとともに、その反面、個人の平等化の現象は「集團的匿名的専制主義」に移行し、いわゆる、Mass-Democracy に流れる傾向のあることを指摘したのも一八三〇年代であり、一九世紀中葉のヨーロッパ社會においては、いわゆる「Masse」はその前期的形成に入つていたとも考えられる。この前期的大衆形成の時代的特徴、時代精神を、その史眼においてとらえたゲルヴィヌスの政治感覺は、決して一概に非獨創的なものであつたとはいえないかと考えられる。しかし、ヨーロッパ史の流れを大局的觀點から望見しえたゲルヴィヌスも、その祖國ドイツの政情については餘りにも理解が不足していたものといえよう。

後年、ドイツ・ローマン主義の立場を強調するペロウから「ゲルヴィヌスはビスマルクの事業を否定した。彼の生涯は終始一貫していない。實際、歴史敘述の才能を持たない譯ではなかつた彼が、若しも新ドイツ帝國の創立を描いたならば、それは戯畫であつたであらう。」との批判は、ゲルヴィヌスの政治觀の弱點を簡潔に衝いている。繰り返し述べるならば、ゲルヴィヌスの活躍した時期のドイツは、いわゆる「Nationalstaat」の段階に入つており、ここでは、國家、政治的統一、國民精神ともいふべき諸觀念が歴史の表面にクロース・アップされていた。しかし、彼においては全く對照的な「Wahlbürgerlich」な政治感覺に終止したのである。

しかし、このことを一應論外におくとして、ゲルヴィヌスが歴史學者としていちはやく「集團勢力」の歴史形成に着目し、「ヨーロッパの歴史はもはや傳記でも帝王史でもなく、大衆の歴史」であることを主張し、大衆の意義を強調したことはわれわれの記憶にとどめておかなければならないことかと考えられる。

- (3) F. C. Sell ; a. a. O. S. 138. ヤルバ' Karl Hillebrand のゲルヴァイヌス批判を引用している。
- (3) G. P. Gooch ; *ibid.* p.p. 111-112.
- (4) G. G. Gervinus ; a. a. O. S. 169.
- (5) G. G. Gervinus ; a. a. O. S. 170.
- (9) G. G. Gervinus ; a. a. O. S. 172.
- (7) D・ヘル' 田中譯「大衆社會の理論」雜誌アメリカーナ第二卷第一二號一三頁。
- (8) ヘルバ' 讚井譯前掲書二九九—三〇〇頁。